

令和2年9月2日

令和2年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

令和2年第3回（9月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和2年9月2日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり10名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	7番 辻下 正純
9番 竹原 伸晃	10番 和田 勝弘	11番 出口 実
12番 奥野 学		

欠席議員 2名

欠員 0名

傍聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛	
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司	
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬	
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠	
しあわせ創造部長 松井 清幸	会計管理者	福井 智淑	
都市整備部長 奥 和平	まちづくり戦略室 危機管理監	森 由造	
教育次長兼指導課長 澤 憲一	財政改革部 財政改革課長	内山 弘幸	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和2年9月1日から25日（25日）

○会議録署名議員

9番 竹原伸晃 10番 和田勝弘

---

#### 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第50号 | 専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第4次））        |
| 日程第 2 | 議案第51号 | 令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）について                 |
| 日程第 3 | 議案第52号 | 令和2年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）について            |
| 日程第 4 | 議案第53号 | 令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）について         |
| 日程第 5 | 議案第54号 | 令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について             |
| 日程第 6 | 議案第55号 | 令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）について            |
| 日程第 7 | 議案第56号 | 岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第57号 | 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について     |
| 日程第 9 | 議案第58号 | 岬町手数料条例の一部改正について                         |
| 日程第10 | 認定第 1号 | 令和元年度岬町一般会計決算の認定について                     |
| 日程第11 | 認定第 2号 | 令和元年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について               |
| 日程第12 | 認定第 3号 | 令和元年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について              |

日程第13	認定第4号	令和元年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について
日程第14	認定第5号	令和元年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について
日程第15	認定第6号	令和元年度岬町介護保険特別会計決算の認定について
日程第16	認定第7号	令和元年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について
日程第17	認定第8号	令和元年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について
日程第18	認定第9号	令和元年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について
日程第19	報告第3号	令和元年度岬町健全化判断比率の報告について
日程第20	報告第4号	令和元年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
日程第21	報告第5号	令和元年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は10名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○奥野 学議長 日程第1、議案第50号「専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第4次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第50号「専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第4次））」をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、九州など広い範囲に被害をもたらした「令和2年7月豪雨」により発生した災害に伴う応急復旧工事及び本復旧工事に必要な測量設計業務に係る経費について、補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月10日付で専決処分をしたものでございます。

「令和2年7月豪雨」につきましては、西日本から東日本の広い範囲にかけて長期間の大雨となりました。とりわけ7月3日夜から九州に線状降水帯が発生し、局地的に猛烈な雨が降ったために、熊本県を流れる球磨川が氾濫し、甚大な被害をもたらしました。

本町におきましては幸い、人的被害は発生いたしませんでしたが、町道に被害が発生したことから、今般の補正予算につきましては、応急的に対応した工事費及び本復旧工事に必要な測量設計業務委託料を計上いたしております。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

予算書の他、別途送付いたしております「補足説明資料」と併せてご覧ください。

予算書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,173万1,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金225万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

災害復旧費といたしまして225万円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、道路橋りょう災害復旧費の委託料といたしまして、町道淡輪団地線災害復旧工事を行うための測量設計業務委託料132万9,000円を、工事請負費といたしましては、土砂撤去や土嚢設置など応急的に対応するための災害復旧工事といたしまして、町道淡輪団地線分の他西畑線分を合わせて92万1,000円をそれぞれ計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田議員。

○和田勝弘議員 確認のために聞きたいのですが、この事業は応急復旧工事と本復旧工事でありますが、これ以外に専決するような被害場所はなかったのかどうか、この点、1点お願いします。

○奥野 学議長 奥部長。

○奥都市整備部長 和田議員のご質問にお答えします。

今回専決処分の承認をお願いしているのは2件となっておりますので、他はございません。

○奥野 学議長 他にございませんか。

和田議員。

○和田勝弘議員 この工事費というのですか、これは、国に何すると思うのですが、もう一度確認

のために、国にも申請するのかどうか、お聞きしたい。

○奥野 学議長 奥部長。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えします。

現在、淡輪団地線の災害復旧に伴う国の災害査定に向け準備中でございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

○和田勝弘議員 これに査定をするということですが、取りあえず災害の復旧ですから、一日も早く復旧工事が終わるように努力をしてください。よろしくお願いします。

○奥野 学議長 中原議員。

○中原 晶議員 今回2か所の災害復旧に関わる予算というか提案、専決処分されたということで承認を求められているわけですが、この淡輪団地線の被害の実態としては、これは、法面が町道に崩れてきたと、そういう状況にあるのか、被害の状況についてお聞きしたいと思います。

同じく、西畑線についても同様に、これは町道の端が崩落というか、そのような状況なのかと思うのですが、被害の実態をお聞きしたいというのが一つ目の質問であります。

それから、淡輪団地線については、測量設計業務委託料が計上されているわけですが、西畑線については、被害の規模が小さいということであるのかということにも思うのですが、こういった本格的な工事に向けての測量設計業務委託料といったものは発生しないと考えていいのか、お聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 是澤理事。

○是澤都市整備部理事 中原議員の質問にお答えします。

災害箇所は、町道淡輪団地線と町道西畑線の2か所あります。町道淡輪団地線につきましては、被害状況が法面の崩壊、モルタル吹きつけの法面が、高さが約7m、幅が約5m崩れまして、町道に崩れてきた状況になっています。西畑線につきましては、町道の法面、斜面が崩れて、町道までには至っていないのですが、今後崩れるおそれがありますので、大型土嚢により復旧しています。

それで測量設計業務ですけれども、主に淡輪団地線における、復旧するための測量設計業務として上げております。町道西畑線につきましては、土嚢の設置だけで今回対応する予定と、あと、法面の崩れている部分のところの土砂を取ることで計上しております。

○奥野 学議長 よろしいですか。中原議員。

○中原 晶議員 今ご説明を頂きましたが、西畑線については土砂の撤去と、それから土嚢で対応するというこのようでありまして、それは、安全性については、それで大丈夫と考えて

いいのかどうか、重ねてお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 是澤理事。

○是澤都市整備部理事 中原議員の質問にお答えします。

西畑線につきましては、法面の土砂を取りましたら岩盤が出ていますので、これ以上崩れるおそれはないということで、その土砂を取った後に様子を見まして、土嚢も撤去する予定としております。

○奥野 学議長 よろしいですか。他に。竹原議員。

○竹原伸晃議員 専決の話なので、こういう質問がいいのかどうか分かりませんが、自分、この箇所、鴻ノ巣台、淡輪19区の見てきましたところですね、危険が無いように土嚢を置いてくれているけれども、最終的にどのようなになるのかというのが、今の説明では分からなくて、以前から、この法面のモルタルが剥がれてきて、ぼろぼろと落ちていたのは分かっているのですけれども、その法面をしっかりと補修できるものなのか。結構大きいものなので費用もかかるのかと思っていて、坂がきついところなので、崩れたものが流れているというのが考えられるところではあるのですけれども、最終的にどこまで考えられているのか、方針をお聞かせ願いたいと思います。

○奥野 学議長 奥部長。

○奥都市整備部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、法面にモルタルを吹きつけているのですが、そこを同じように復旧するのではなく、法面の復旧ということで災害復旧工事の施工に伴い、施設用地となる土地について買収とか寄附行為による寄附を受けるなどにより、必ず権原を取得することが令和元年に国費の基準に追加されましたので、今回、道路区域内に土砂の落石防護柵の設置を考えている次第でございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号、「専決処分の承認について(令和2年度岬町一般会計補正予算(第4次))」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第50号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第2、議案第51号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第51号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」をご説明いたします。

内閣府が8月17日に速報値として公表いたしました令和2年4月から6月期の国内総生産（GDP）の物価変動を除いた実質値は、年率換算で27.8%の大幅な減少となりました。

新型コロナウイルスの感染拡大で経済活動が大きく落ち込み、減少率はリーマンショック直後の1月から3月期の年率換算17.8%を超える戦後最大のマイナスとなっております。我が国のGDPの6割を占める個人消費が4月から5月の緊急事態宣言により、外出や営業自粛の影響で減少した他、輸出や企業の設備投資も大きく落ち込みました。いまだ感染終息の見通しが立っていない中、コロナ前の景気水準に回復するには相当な時間がかかると言われております。こうした景気動向は、地域経済にも影響を与えることから、今後とも注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましても、財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,741万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,914万4,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては8ページから13ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

地方交付税といたしまして、本補正予算編成に必要な財源として、普通地方交付税2,510万4,000円を計上いたしております。

分担金及び負担金といたしまして、深日蛸池農業用水路改良事業に係る土地改良区からの分担

金41万8,000円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、919万1,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、いずれも前年度の精算に伴い、障害者自立支援給付費負担金102万4,000円を、児童手当国庫負担金173万2,000円を計上する他、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール製剤などの保健衛生用品の購入や空気清浄機などの整備に充当するための学校保健特別対策事業費補助金といたしまして、小学校分358万8,000円を、中学校分104万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金といたしまして、94万7,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、地籍調査事業に充当するための国土調査費補助金18万9,000円を、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として消毒液などの購入や空気清浄機などの整備に充当するための教育支援体制整備事業費交付金50万円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金といたしまして、128万9,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、多奈川地区多目的公園内の太陽光発電事業者である、株式会社ユーラスエナジー岬からの指定寄附として多奈川地区多目的公園寄附金120万円を、岬中学校卒業生による指定寄附として中学校費寄附金8万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰越金といたしましては、令和元年度の決算に伴い、前年度繰越金382万6,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、52万8,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、いずれも受託事業費の決定に伴い、大阪府の受託事業であります海釣り公園道の駅受託事業収入8万8,000円を、国の受託事業であります道の駅みさき受託事業収入44万円をそれぞれ計上いたしております。

町債といたしまして、起債借入予定額の決定に伴い臨時財政対策債611万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては14ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、554万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、旧深日保育所跡地利用を進めるための整備計画策定業務委託料199万1,000円を、各種税務申告に係る遡及更正が例年に比べ多額となり、還付金が増加したことに伴う町税過誤納償還金355万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしましては、1,391万円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、いずれも前年度の精算に伴い自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金217万8,000円を、障害者医療費国庫負担金返還金440万2,000円を、児童手当交付金返還金365万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費といたしましては、298万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、高齢者のインフルエンザ予防接種について現在、住民税非課税世帯の方には自己負担がなく、課税世帯の方には1回当たり自己負担1,000円を求めておりますが、感染予防の観点から今般、課税世帯の方にも自己負担を求めず、公費で賄うこととするものでございます。このことに伴いインフルエンザ予防接種委託料276万5,000円を、府外での接種に係る償還分として、予防接種負担補助金4万5,000円をそれぞれ計上するものでございます。

農林水産業費といたしまして、169万4,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、深日蛸池及び淡輪13区の農業用水路改修工事116万6,000円を、漁業集落排水事業特別会計繰出金52万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費といたしまして、248万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、いずれも受託事業費の決定に伴い、国の受託事業であります、道の駅みさき情報提供施設等維持管理委託料39万4,000円を、大阪府の受託事業であります、海釣り公園道の駅管理委託料8万8,000円をそれぞれ計上するとともに、南海電鉄から無償譲渡された、みさき公園駅に隣接する旧店舗について、観光案内などの住民サービスの拠点として必要な改修を行うための（仮称）みさき公園観光案内所整備工事200万円を計上いたしております。

土木費といたしまして、666万5,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、現在、外灯がなく、夜間に通行が生じている町道別所只山線に第二阪和国道開通に伴い、新たにLED外灯を設置するための工事費100万円を、道路改良事業として、町道国玉南線舗装改修工事62万7,000円をそれぞれ計上いたしております。加えて、現在、付近の土地に水が浸透している状態にある中地区水路について、石積みからU字側溝への改修を行うための設計業務委託料50万円を、改修工事380万円をそれぞれ計上するものでございます。

教育費につきましては、1,293万4,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校時におきまして

もICTを活用し、児童生徒が家庭でも学習を継続できる環境の整備に加え、感染症対策を徹底しながら、学校教育活動の環境整備をするためのペーパータオルなどの消耗品費、ICT技術者を派遣するためのGIGAスクールサポーター業務委託料、トイレなどの清掃業務委託料、空気清浄機などの備品購入費の小学校分の合計885万4,000円を、同じく中学校分の合計358万をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきまして、歳入予算でご説明させていただいたように、多奈川地区多目的公園内の太陽光発電事業者の株式会社ユーラスエナジー岬からの指定寄附120万円を、多奈川地区多目的公園管理基金に積立てをするものでございます。

続いて、4ページをご参照願います。「第2表 地方債補正」をご覧ください。

臨時財政対策債の起債借入予定額の決定に伴い、限度額を2億900万円から2億1,511万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

道工議員。

○道工晴久議員 長い間の住民の願いで、多分やっていただけなのだと思うのですが、歳出のところで聞かせてください。

19ページの土木下水道課の町道別所只山線のLED外灯設置工事、これ多分、七五三の団地から第二阪和のカルバートの間の外灯だと思うのですが、それに間違いはないかどうかということ、外灯、何基設置するのか、それを教えてください。

○奥野 学議長 是澤理事。

○是澤都市整備部理事 道工議員のご質問にお答えいたします。

場所は、只山新池の山側から別所に抜ける道のところにあります。防犯灯の設置箇所ですけれ

ども、8基、8か所、設置になっています。

○奥野 学議長 よろしいですか。

○道工晴久議員 はい、結構です。

○奥野 学議長 他、ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 総務文教委員会に所属していませんので、1点お聞きしたいことがあります。

旧深日保育所跡地整備事業費についてなのですが、この事業について詳しくお聞かせください。

○奥野 学議長 西部長。

○西総務部長 旧深日保育所跡地の件でございますけれども、この跡地につきましては、地元の意向を伺いながら利用計画を立てていきたいと考えております。

地元の意見といたしましては、保育所を閉園した当初は、防災的な広場を求める意見が多く、それを受けて保育所の施設を撤去したところでございますが、最近、地元からは、施設的な要望も頂いておまして、地元の意見も変わってきているところでございます。まずは何パターンかイメージの図を示して、意見を地元にも伺いまして、利用内容の検討を深めていきたいと考えております。

ただ、どのような利用を進めるに当たっても、まず、進入路の確保というのが不可欠となつてまいりますので、まずは、この進入路の計画を立てていきたいと考えております。

○奥野 学議長 松尾議員、よろしいですか。

○松尾 匡議員 はい。

○奥野 学議長 他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和2年度岬町一般会計補正予算(第5次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第52号「令和2年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第3、議案第52号、令和2年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、公共下水道事業において、宅内汚水柵設置申請件数の増加に伴う工事費の増額費用でございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,012万2,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、財源調整といたしまして、一般会計繰入金4万6,000円を増額計上しております。

次に、町債につきましては、宅内汚水柵設置工事に充当するための公共下水道事業債440万円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては10ページ、11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

事業費につきましては、公共下水道事業において、宅内の汚水柵設置申請件数5件を予定しておりましたが、その汚水柵設置申請件数が増加したことにより工事費が増額となり、下水道事業費444万6,000円を増額計上いたしております。

4ページをご参照願います。「第2表 地方債補正」をご覧ください。

今般の補正に伴い、下水道事業の起債限度額を1億5,010万円から1億5,450万円に変更を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

以上が補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の

上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和2年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第4、議案第53号「令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第4、議案第53号、令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、小島浄化センターのぼっ気槽に空気を送り込むブロー設備が3基あり、うち、1台が故障により機能しておらず、また、残りのブロー設備においても機能が低下していることから、緊急に修繕する必要が生じたため、それに係る費用を計上するものでございます。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,489万2,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、小島浄化センターのぼっ気ブローアの修繕に係る費用を計上したことにより、一般会計繰入金52万8,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、小島浄化センターのぼっ気ブローアの修繕に係る費用を計上したことにより、52万8,000円を増額計上いたしております。

以上、補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第5、議案第54号「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第54号、令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明いたします。

本補正予算は、前年度の介護給付費等の確定に伴う国・府及び支払基金の負担金の精算に伴う追加交付金及び返還金と、前年度の剰余金の処理について編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,544万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,190万4,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金につきましては、介護給付費の精算に伴う追加負担金として26万1,000円を増額計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては、介護給付費の精算に伴う追加交付金として2万7,000円を増額計上いたしております。

次に、繰越金としまして前年度繰越金6,515万4,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金、償還金及び還付加算金としまして576万7,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国・府、支払基金に対する精算返還金でございます。

次に、基金積立金としまして5,967万5,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費の確定に伴い、その剰余金を基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第6、議案第55号「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第55号、令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は歳入予算の組替えとなりますので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

歳入予算につきましてご説明いたします。2ページの「第1表 歳入歳出補正予算」をご覧ください。

なお、詳細につきましては4ページ、5ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

財産収入、財産運用収入として土地貸付収入390万円を減額し、減額分の財源を補填するため、深日地区財産区基金繰入金390万円を増額いたしております。

財産運用収入の減額内容といたしましては、みさきカントリークラブの財産区所有地の土地貸付料を減額するものでございます。

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大阪府に非常事態宣言が発令され、外出自粛要請により、ゴルフ場来場者が大幅に減少したことから、みさきカントリークラブの運営事業者から土地貸付料の減免を求める要望書が提出されました。新型コロナウイルス感染症による経営への影響を勘案し、外出自粛要請期間の4月、5月の2か月分の土地貸付料の支払いを猶予することといたしました。なお、猶予した土地貸付料につきましては、来年度の土地貸付料に加算して支払いをいただくこととなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第7、議案第56号「岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第56号、岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、公職選挙法の一部改正に伴い、町村の選挙における立候補に係る

環境の改善を図るため、選挙公営の対象が拡大されることから、本条例を制定するものでございます。

町村の選挙につきましては、都道府県や市の選挙とは異なり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象となっておりませんでした。全国町村会、町村議会議長会の要望を受けて、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため公職選挙法が改正され、条例による制度化により、これらが選挙公営の対象となることとなりました。なお、選挙公営の対象の拡大に伴い、町村議会議員選挙についても供託金制度が導入されることとなります。

議案書の裏面をご覧ください。条例は、13条で構成しております。

第1条は、条例の趣旨を定めるもので、公職選挙法の規定に基づき、岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの公費負担に関して、必要な事項を定めることを定めております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担を定めるもので、候補者は6万4,500円に候補者の届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができるものとします。ただし、選挙公営を受けることができるのは供託物が没収とならない候補者に限られ、その他の選挙公営の対象についても同様となります。

なお、供託物没収点は、町議会議員選挙については、有効投票総数を議員定数で除し、さらに10で除して得た得票、町長選挙については、有効投票総数を10で除して得た得票となり、選挙公営を受けるためには、それ以上の得票が必要となります。また、この条例で定める単価等の金額、算定方法については、公職選挙法施行令の規定に準じて定めております。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出を定めるもので、選挙運動用自動車の公費負担の適用を受けようとするものは、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、岬町選挙管理委員会に届けることを定めております。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、町は、有償契約の相手からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うこと。一般乗用旅客自動車運送事業者と運送契約の場合は、1日当たり6万4,500円まで、一般運送契約以外の契約である場合は、自動車の借入れ1日当たり1万5,800円まで、燃料代1日当たり7,560円まで、運転手の報酬1日当たり1万2,500円まで支払うことを定めております。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定を定めるもので、同一の日につき一般運送契約とそれ以外の契約が締結されるときは、候補者が指定するいずれかの契約のみを適用すること

を定めております。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担を定めるもので、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができるものとします。選挙運動用ビラの頒布につきましては、これまで町村議会議員選挙では認められておりませんでした。今回の改正で認められることとなりました。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出を定めるもので、選挙運動用ビラの公費負担の適用を受けようとするものは、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けることを定めております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、1枚当たりの作成単価、作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭に公職選挙法に定められた枚数の範囲内で作成された枚数を乗じて得た金額を町は、有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。なお、公職選挙法で定められたビラの作成枚数の上限は、町村議会議員選挙については1,600枚、町長選挙については5,000枚となります。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担を定めるもので、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができるものとします。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出を定めるもので、選挙運動用ポスターの公費負担の適用を受けようとするものは、選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けることを定めております。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、1枚当たりの作成単価、作成単価が526円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万5000円を加えた金額を、ポスター掲示場の数で除して得た金額を1枚当たりの単価の限度額とし、ポスター掲示場の数を限度として乗じて得た金額を町は、有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。なお、直近の選挙における町のポスター掲示場の数は92か所となっております。

第12条は、岬町行政手続条例の適用除外を定めるもので、公職選挙法の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続法の第2章、申請に関する処分及び第3章、不利益処分の規定は適用されないことから、本条例も岬町行政手続条例の第2章及び第3章の規定を適用しないことを定めております。

第13条は、委任の規定を定めるもので、条例の施行に必要な事項は、選挙管理委員会が定め

ることを定めております。

附則として、この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日である令和2年12月12日から施行し、条例の施行日以後、その期日を告示される選挙から適用します。

公費負担の内容につきましては、条例の概要を取りまとめた参考資料を添付しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第8、議案第57号、「福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第8、議案第57号、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、福祉医療費助成制度において、精神病床への入院助成等を導入することに伴い、関係条例を整備するため、本条例を制定するものでございます。

条例案及び新旧対照表をご参照ください。

なお、説明に当たりましては、別添資料の福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の概要に沿って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、条例案の概要をご参照ください。

まず、趣旨といたしましては、大阪府の福祉医療費助成制度において、精神病床への入院の助成の導入及び重度障害者医療費助成制度における住所地特例制度を国民健康保険と同様の制度とすることに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、2、大阪府の福祉医療費助成制度の改正内容について。

一つ目は、精神病床への入院の助成の導入でございます。

精神障がい者の地域移行を充実・強化するため、平成30年4月の制度再構築において、助成対象外としていました精神病床への入院を助成対象に追加します。

二つ目は、重度障害者医療費助成制度における国民健康保険と後期高齢者医療加入者に対する住所地特例制度の変更でございます。

現在、重度障害者医療費助成制度の住所地特例制度は、国民健康保険における住所地特例制度と異なる仕組みとなっていることから、重度障害者医療費助成制度における住所地特例制度を国民健康保険における住所地特例制度と同様の制度に変更いたします。

以上が大阪府の福祉医療費助成制度の改正内容であります。

次に、3、条例改正の内容についてご説明いたします。

第1条関係の岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、第2条第3項及び第4項で、住所地特例制度の改正を行い、第3条第1項で、精神病床への入院を助成対象とする改正を行います。

第2条関係の岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正については、第3条第1項で、精神病床への入院を助成対象とする改正を行います。

第3条関係の岬町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、第4条第1項で、精神病床への入院を助成対象とする改正を行います。

次に、4、施行期日といたしましては、施行期日は令和3年4月1日としています。ただし、住所地特例制度の改正につきましては、令和3年4月1日以降の入所に限り適用し、令和3年3月31日以前から入所している場合は、令和3年11月1日から適用することとしております。

また、準備行為として必要な医療証等の発行手続は、令和3年4月1日前でも行うことができるとしております。

以上が福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の概要でありま

す。

なお、本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第9、議案第58号、「岬町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 日程第9、議案第58号、岬町手数料条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回、転居時等における記載事項変更の手続などの負担軽減や、個人番号カード、マイナンバーカードの普及促進を図るため、法の一部が改正され、通知カードにより個人番号、マイナンバーを通知する方法が廃止されるとともに、記載事項の変更等の手続が廃止されました。

この記載事項の変更等の手続の廃止に伴い、関係する省令の一部が改正され、交付済みの通知

カードを紛失した場合でも、当該通知カードの再交付は行わないこととされました。

なお、通知カードの廃止後は、個人番号通知書により個人番号を通知することとされました。

今回の条例の一部改正につきましては、通知カードの再交付の事務の廃止に伴い、当該再交付の手数料の規定を削除するものです。

改正案の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、第2条第5項を削除に改め、第2条第6号中の「省令」の次に(平成26年総務省令第85号)を加えるものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が改正案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町手数料条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

皆さんにお諮りいたします。

換気のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 暫時休憩することに決定しました。暫時休憩。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○奥野 学議長 日程第10、認定第1号「令和元年度岬町一般会計決算の認定について」から日程第18、認定第9号「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」までの9件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程第10、認定第1号「令和元年度岬町一般会計決算の認定について」から日程第18、認定第9号、「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」までの9件は一括議題とすることに決定しました。

これより令和元年度成果報告・決算に関する説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和元年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、説明を簡略化させていただきます。

また、併せて、日程第10、認定第1号、令和元年度岬町一般会計決算の認定についてから日程第18、認定第9号、令和元年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について、地方自治法第233条第3項に基づき、議会の認定を頂きたく、一括提案申し上げます。

なお、令和元年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書は、あらかじめ配付いたしております。

さて、私は、平成21年10月に町長に就任してから、今年で11年目を迎えます。この間、行財政改革として固定資産税の超過課税率の見直しなどを進め、2期目では、公債費負担適正化計画を2年前倒しで達成し、さらに固定資産税の超過課税率についても見直しを行い、0.3%のうち、平成25年度と平成28年度に0.1%ずつ引下げを行うことができました。本町の財政状況は、いまだ脆弱ではありますが、残りの0.1%についても引き続き行財政改革に取り組み、住民の皆様の負担の軽減に努めてまいります。

また、財政の立て直しと同時に、いきいきパークみさきへの企業誘致、多奈川地区と深日地区の両保育所の小学校への併設、家庭系ごみ無料化や小型不燃ごみの無料定期収集の実施、町営住宅の建て替え、第二阪和国道の全線開通や道の駅みさき・夢灯台の開駅などまちの価値を高める

ため、住民、議会、職員の皆様と一丸となって取り組んでまいりました。そして、3期目においても、地方創生や地域の活性化に関する事業をさらに深化させ、岬町の魅力を高め、関係人口の増加と定住人口の確保につなげる取組みを行っているところであります。

そのような中、経済環境を概観しますと、これまで国の経済、金融政策の効果等により、景気は緩やかな回復傾向にあると言われてきましたが、本年の年明け以降、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により状況が一変いたしました。外出自粛要請や休業要請などを受けて、企業活動や個人消費にも大きな影響を及ぼしており、いまだ収束の兆しが見ない状況にあることから、地域の社会経済に相当な影響を及ぼすものと懸念しております。本町としましても、これまでの成果を検証し、今後起こり得る大きな変化に対応できるよう、準備を進めてまいります。

令和元年度の財政状況につきましては、多奈川地区多目的公園の進出企業に係る法人町民税の法人税割は増収となったものの、主力企業が乏しく、少子高齢化が進行する本町におきましては、厳しい環境の下での財政運営となりましたが、限られた財源を活用しつつ、さらに、まちの価値を高めるためのまちづくりに施策を実施してまいりました。

令和元年度決算の概要としましては、一般会計の歳入決算額は77億1,900万円、歳出決算額は76億2,900万円となっております。

歳入歳出決算額の差引きおよそ9,000万円から翌年度への繰越財源2,600万円を差し引いた結果、実質収支は、およそ6,400万円の黒字とすることができました。

平成28年度に策定しました行財政集中改革計画（第3次集中改革プラン）の4年目となる令和元年度の本町の普通会計決算における実質収支は約6,400万円の黒字、単年度収支におきましても約300万円の黒字となり、引き続き黒字決算を確保することができました。

また、財政構造につきましては、経常収支比率は95.3%となり、前年度から0.4ポイント、実質公債費比率は11.3%となり、前年度から1.1ポイント、いずれも改善しております。

経常収支比率・実質公債費比率とも高い水準ではあるものの、改革の取組みの成果により着実に改善してきております。

さらに、私が就任した平成21年度末には、約94億9,000万円あった町債残高は、令和元年度末には80億1,000万円となり、14億8,000万円の減少となり、財政調整基金等の基金残高は、平成21年度末には約8億9,000万円あった基金残高は、令和元年度末には13億9,000万円となり、5億円の増加となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、財政を取り巻く環境は改善の兆しが見られ

るものの、依然として義務的経費を中心に、本町の財政を圧迫している状況にありますが、人口の減少が見込まれる将来世代に対して負担を先送りすることなく、本町の地域再生の実現に向け、一定の推進を図ることができました。

今後も住民の皆様への信託に応えつつ、行財政改革の推進と地方創生事業や地域の活性化につながる投資的事業をバランスよく進め、第4次総合計画の基本目標である「豊かな自然 心かよう 温もりのまち みさき」の実現のため、経済の動向に即応した機動的・弾力的な町政運営に努めてまいります。

それでは、令和元年度に実施いたしました施策の概要について、平成31年第1回岬町議会定例会で表明しました町政運営方針に基づき、第4次岬町総合計画の六つの基本政策に沿って説明申し上げます。

まず、みんなで進めるまちづくりについてでございます。

平成27年から進めている地方創生の取組みについては、若年層の転出超過が続いており、引き続き対策を講じていく必要があります。本町では、地域によっては継続的に岬町のまちづくりに関わろうとする関係人口が若者を中心に創出され、協働のまちづくりとして一定の成果を上げています。

定住促進の取組みでは、住宅取得等に対する支援処置が府営住宅を活用した、お試し居住事業を継続して実施してまいりました。

また、結婚、出産、子育ての取組みでは、ライフサイクルに応じた、必要な支援を継続して実施してまいりました。

創業支援の取組みでは、令和元年度も創業者への支援や商工会、地域金融機関と連携した創業支援、農業・漁業に新規就労される方への支援を行うとともに、地域資源を生かした特産品開発への支援を継続して実施してまいりました。

さらに、地方創生の取組みを加速させるため、まちづくりエディター事業も継続して取り組み、空き家の利活用、移住支援、農業・漁業の活性化を図ってまいりました。

また、地域活性化事業としましては、30周年の記念大会となった全日本ビーチバレー女子選手権大会や、ワールドカップ2019年パブリックビューイングといった地域の活性化に資する取組みに対して、必要な支援を実施いたしました。

庁舎整備事業につきましては、庁舎整備検討委員会において、現在地での建て替えが望ましい旨の答申を頂きましたが、併せて将来の町財政に影響を及ぼさないよう財政計画をしっかりと立て、取り組む必要がある旨の意見が付されました。庁舎の建て替えには多額の事業費が必要とな

ることから、国の支援制度の動向を見極め、引き続き庁舎整備の在り方を検討してまいります。

行財政改革につきましては、昨年度の第3次集中改革プランの中間見直しを踏まえて、改革に取り組んでまいりました。また、同プランの計画項目ごとの取組み状況については、議会や町行財政改革懇談会の他タウンミーティング等におきまして、広く住民の皆様と共有を図ってまいりました。

人権施策につきましては、性的少数者に対する誤解や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現のため、岬町男女共同参画推進条例の改正を行いました。今後も人権啓発や人権教育、人権相談事業を積極的に進めてまいります。

次に、「一人ひとりの“子どもが” “親が” 輝き、文化を育むまちづくり」でございます。

本町では、平成30年度から保育所、幼稚園、認定こども園の第2子以降の保育料無償化を実施いたしました。さらに、令和元年10月からは国の制度としまして、3歳から5歳までの幼児教育無償化が開始されましたことに合わせて、町立3保育所の給食費の無償化をはじめ、保護者負担の軽減を図ってまいりました。

また、令和元年度は、子育て家庭の経済的負担をさらに軽減するため、子どもの入院、通院などに係る医療費助成を行う対象年齢を、現行の15歳から18歳へ引き上げ、支援の拡充を行ってまいりました。

小学校のトイレにつきましては、多奈川小学校のトイレを清潔で機能的なトイレに改修しました。また、小学校のICT環境の整備を推進するため、各小学校のパソコンを幅広く活用できるノート型パソコンに更新いたしました。

老朽化が進む学校施設については、教育環境の質的な改善を考慮しながら補修、補強等を計画的に進めるため、学校施設長寿命化計画の策定を行いました。

教育相談事業につきましては、いじめ・不登校問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、スクールカウンセラーや、スクール・ソーシャル・ワーカーを町内幼稚園・小学校・中学校に配置し、効果的に活用することができました。

小学校学力向上事業としましては、令和元年度につきましても、町独自で学力診断テストを実施いたしました。

体力向上推進事業では、和歌山大学の専門的な人的資源を活用し、小学生の体力サポート事業を継続して実施いたしました。

文化芸術育成事業では、文化庁が実施している文化芸術による子どもの育成事業を活用し、車椅子ダンスの講師を招聘し、障がい者理解教育の推進を図ってまいりました。

子ども見守り活動としましては、地域の安全・安心や子どもの見守り活動を実施するため、学校安全ボランティアの募集を行い、さらなる見守り活動の充実に努めてまいりました。

岬の歴史館事業では、地域の協力を得ながら、地元の使用した親子体験教室を開催するなど、利用者数の増加に一定の成果を上げることができました。また、淡輪公民館、青少年センター、岬の歴史館におきましては、地域の子どもたちの夏休み期間中に、自主学習の促進を目的とした自習スペースを設置し、子どもたちだけではなく、資格取得の勉強のなど、幅広い世代へ学びの場を提供いたしました。

次に「誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくり」でございます。

地域福祉施策につきましては、地域共生社会の実現のため地域福祉施策を拡充し、誰もが地域の中で孤立することなく、生涯を通じて安心して暮らせることができる福祉のまちづくりを推進してまいりました。

相談体制につきましては、大阪府など関係機関と連携し、住民ニーズに即応した相談支援体制の充実を行いました。また、地域に出向いて行う出張福祉なんでも相談も継続してまいりました。

障がい者施策につきましては、第5期障害福祉計画に基づき、障がい者のニーズに応じた障害福祉サービス等の確保に取り組みました。また、岬町手話言語条例の理念に基づき、手話の普及・啓発事業の充実を図ってまいりました。

高齢福祉・介護保険施策につきましては、岬町地域包括ケア計画に基づき、地域包括ケアシステムの一層の深化を図ってまいりました。とりわけ令和元年度におきましては、地域ケア会議の自立支援型会議を設置し、要支援高齢者の自立支援や重度化防止に向けた仕組みづくりを行いました。

認知症対策につきましては、認知症施策推進総合戦略に基づき、引き続き認知症相談の充実を図り、認知症サポーター養成講座の実施など認知症施策を総合的に推進してまいりました。

高齢者の安全・安心の確保におきましては、緊急通報システムのより一層の周知を図り、独居高齢者等の安全を確保するとともに、認知症等徘徊SOSネットワーク事業の広域連携に努めてまいりました。

介護予防事業につきましては、地域での自主活動の側面支援など住民主体の事業が広がり、町全体で健康づくりと介護予防についての意識が向上できるよう施策を推進してまいりました。

また、生活支援コーディネーター事業を引き続き実施するとともに、生活支援・介護予防サービス協議体において、サービス開発や関係者のネットワークづくりを推進しました。

さらに、岬町シルバー人材センターとの連携を強化することにより、元気な高齢者の社会参加

の機会の提供にも努めてまいりました。

健康増進施策につきましては、岬町第2次健康増進計画及び食育推進計画に基づき、健康増進事業を推進するとともに、これらの計画の中間年度に当たり、計画の見直しを行うため、住民の健康づくりや食の意識調査を行いました。

妊婦・乳幼児保健施策におきましては、産後健診及びヘルパー派遣事業、新生児聴覚検査の費用助成及び産後に心身の不調や育児不安などの支援が必要と認められる母子に対し、ショートステイやデイサービスを引き続き実施し、産後ケアの充実を図ってまいりました。

さらに、「両親教室」、「乳幼児健診・相談」、「出張ほのぼのクラブ」及び「こんにちは、赤ちゃん全戸訪問」、「ベビー防災講座」などの各種事業と併せて、妊娠から育児までの各時期の相談に対応し、全ての母子の育児不安の解消、孤立を防ぐための切れ目のない支援を継続して実施いたしました。

がん検診につきましては、引き続き検診の啓発強化に努めるとともに、無料クーポン検診事業を継続しました。また、胃部内視鏡検診を実施する病院の確保や肺がん検診の精度向上など、検診体制の整備に努めてまいりました。

地域保健の拠点である保健センターでは、安全性の確保のため、耐震診断結果に基づく耐震補強工事に向けた作業を開始しています。令和元年度は、封じ込め状態にあるアスベスト除去工事を実施いたしました。また、令和2年度には耐震補強工事を実施するための実施設計も行いました。

健康ふれあいセンターにつきましては、各種イベントや教室を開催することにより、住民サービスの向上に努めるとともに、道の駅など町内施設とも連携することで、利用者の増加を目指してまいりました。また、令和元年度で指定期間の満了を迎えることから、令和2年度以降の指定管理者を公募により選定を行いました。

いきいきパークみさきにつきましては、昨年3月、大型複合遊具を整備し、町内外から多くの家族連れが訪れ、子どもたちが元気に遊ぶ様子が見られ、今後も本町のにぎわいの拠点となるよう利用の拡大に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、大阪府国民健康保険運営方針に基づいた事業運営が展開されており、経過措置期間終了後には府内統一保険料の実施や事務運用が統一化され、本町におきましても、国民健康保険制度の改正に適切に対応してまいりました。また、令和元年10月より大阪府内で一斉に実施された大阪府健康づくり支援プラットフォーム等整備事業である「おおさか健活マイレージ アスマイル」の活用をはじめ、これまでの保健事業などを有効に活用し、特

定健診の受診率の向上を図るとともに被保険者の生活習慣の改善を促進し、医療費適正化に引き続き努めてまいります。

次に、「新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくり」でございます。

道の駅みさきでは、鮮魚をはじめとした地域特産品の販売の他、各種イベント実施など、当該施設を地域活性化の拠点とした観光、交流の促進を行い、観光情報の発信、貴重な歴史・文化資源を生かしたにぎわいの創出などに取り組み、開駅3年目となった令和元年度におきましては、鮮魚の産直の認知度も上がり、100万人を超える多くの方にご利用いただくことができました。

企業誘致の取組みでは、関西電力多奈川発電所跡地へ一事業者の進出が決定するとともに、複数の事業者が関西電力と進出に向けた協議を進めています。また、多奈川第二発電所については、本年3月末をもって廃止となり、今後施設が撤去され、新たな企業誘致用地として整備が行われます。引き続き関西電力、大阪府と連携し、企業誘致の取組みを進めてまいります。

農林業政策におきましては、農林水産業の担い手不足などの課題解決、農林水産業の発展、産業の活性化や交流人口・定住人口の増加を図るため、「みさき農とみどりの活性化構想」を策定いたしました。今後も当該構想に基づき、農業公園等の整備に向けた検討を進め、まちの魅力や活力の向上などにつなげてまいります。

また、有害鳥獣対策につきましては、イノシシやアライグマの農作物被害が減らず、住宅地にも被害が及んでいることから、岬町有害鳥獣対策協議会との連携を強化し、被害の軽減に取り組んでまいりました。

漁業振興におきましては、大阪府等の関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興のための浜の活力再生プランなどを活用した漁場の活性化について支援してまいりました。

観光振興につきましては、岬町観光協会と連携を図り、道の駅などの地域振興施設等も活用しながら、本町の観光資源である自然、歴史、文化等を広く町内外にPRし、交流人口の増加に努めてまいりました。

広域的な観光振興につきましては、平成30年度に新設された一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューローと密に連携し、泉州地域における観光戦略の強化を図るとともに、瀬戸内・海路ネットワーク推進協議会、和歌山市などの関係機関と共同して、国内外に対する積極的な観光PRを行い、観光客の受入体制の充実に引き続き、努めてまいります。

深日港と洲本港を結ぶ旅客船運航では、地方創生推進交付金を活用し、令和元年4月27日～10月27日までの約6か月間、大阪湾をつなぐ広域型サイクル・ツーリズム事業として、サイ

クリストを需要のターゲットに加え、旅客船の運航を実施し、9,479人の方にご乗船いただき、公共交通機関や、町内施設を利用いただくことにより、地域経済の活性化につなげてまいりました。

次に、「豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

平成28年4月から本町が運行主体となり運行しているコミュニティバスにつきましては、利用者も増加していることから、コミュニティバスが住民の移動手段として定着してきていると考えております。令和元年度は事業経費の削減を図るため、支線運行をバス事業者に委託いたしました。

ごみ処理施設につきましては、経年による損傷が著しい排ガス連絡ダクト内の耐火物更新工事を行い、焼却能力の維持を図ってまいりました。

防犯対策につきましては、自治区への防犯カメラ設置補助制度により、令和元年度には望海坂1及び犬飼自治区に設置補助を行い、安全で安心なまちづくりの推進に努めてまいりました。

防災体制の整備につきましては、平成30年度実施した災害対策本部室内への無線室の整備や、坊の山に無線中継局舎に、引き続き令和元年度からは屋外拡声子局のデジタル化を計画的に実施しており、令和2年度には完成する予定となっております。また、防災備蓄物資を適正かつ効率的に備蓄するため、坊の山に防災備蓄倉庫を4棟整備いたしました。

地域防災力の強化につきましては、自主防災組織の防災活動に必要な資機材の整備に対する補助制度により令和元年度には、淡輪13区、中孝子自治区に補助を行いました。

災害時避難行動要支援者名簿につきましては、令和元年度においても登録更新を行い、民生委員・児童委員協議会などの避難支援等関係者との継続的な支援体制に努めてまいりました。

次に、「安全で快適な暮らしを守るまちづくり」でございます。

第二阪和国道につきましては、早期複線化を実現するため、平成30年度に和歌山市・阪南市と連携して第二阪和国道複線化連絡協議会を設立し、令和元年度も国土交通省・大阪府など関係機関に対し複線化の要望活動を行いました。

道路施策につきましては、町道産土線のバイパス機能を持つ町道多奈川歴史街道線の整備については、令和元年1月末に完成しました。また、町道西畑線の池谷集落の一部区間のバイパス化については、一部道路工事に着手いたしました。

町内の建築物及びブロック塀等の耐震化促進につきましては、岬町耐震改修促進計画に基づき、耐震改修並びに民間ブロック塀等の撤去等補助事業を継続して実施いたしました。

本町における太陽光発電施設につきましては、地域との共生を図り、住民の皆様の安全な生活

と本町の良好な環境保全を目的とした太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めた条例を制定し、安全で安心なまちづくりを図ってまいりました。

空き家バンク制度につきましては、本町への移住・定住等の促進による地域活性化をさらに図るため、情報登録制度等を活用し、空き家の有効利用を行うことで、本町への移住・定住の促進を図ってまいりました。また、平成30年度に策定された、岬町空き家等対策計画の基本方針に基づき、適正な管理が行われていない空き家等については改善指導を行い、管理不全な空き家等の解消を推進するため、空き家等の除却補助事業を計画して実施いたしました。

下水道の整備につきましては、深日地区においては公共下水道事業を実施するとともに、小島地区漁業集落排水事業においては、整備した排水処理施設への接続を促進し、地域の活性化並びに環境保全による地場産業の育成を図ってまいりました。

以上が令和元年度における主要施策の概要でございます。

これらの成果は、議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援、ご協力によるものと深く感謝いたします。今後も日本一温かみのある町政を目指し、住民の皆様は、岬町に住んでよかった、岬町に生まれてよかった、これからも住み続けたいと言っていただけるよう町政運営に取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、各会計の収支状況につきましては、副町長の中口から説明させますので、よろしくお願いいたします。

どうも長時間ご清聴ありがとうございました。

○奥野 学議長 続いて、決算に関する説明についてを副町長、中口守可君。

少しお昼を過ぎると思いますが、続行したいと思います。よろしくお願いいたします。

○中口副町長 それでは、各会計の全般的な決算の概要について説明させていただきます。

なお、私も新型コロナウイルス感染防止の観点より、要領よく的確に説明するように努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、決算書とともに送付いたしております「令和元年度決算説明資料」の1ページをご覧ください。

まず、会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額は77億1,911万7,000円、歳出決算額は76億2,915万7,000円、歳入歳出決算差引額8,996万円となっており、翌年度に繰り越すべき財源2,613万4,000円を差し引いた結果、6,382万6,000円の黒字決算となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は24億4,148万2,000円、歳出決算額は24億2,234万3,000円となっており、歳入歳出決算差引額1,913万9,000円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億9,504万9,000円、歳出決算額は2億9,267万3,000円となっており、歳入歳出決算差引額237万6,000円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は6億4,799万8,000円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は1,431万6,000円となっております。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額は20億4,503万7,000円、歳出決算額は19億7,988万3,000円となっており、歳入歳出決算差引額6,515万4,000円の黒字決算となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は564万3,000円となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は7,020万円となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は8,797万6,000円となっております。

次に、2ページをご覧ください。普通会計財政収支の状況でございます。

普通会計は、地方財政に関する各種統計資料等に用いられる会計であり、一般会計に公営事業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額や借換債等を控除して算出されるものでございます。本町におきましては、普通会計は一般会計に借換債及び印紙収支分等を控除したものでございます。

令和元年度普通会計の歳入総額は75億5,826万円、歳出総額は74億6,830万円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源2,613万4,000円を差し引いた実質収支は6,382万6,000円の黒字決算となっております。

次に、普通会計決算の歳入歳出の特徴につきましてご説明いたします。

さきに町長からの説明もありましたように、「第3次集中改革プラン」の4年目となります令和元年度決算は、引き続き黒字を確保することができました。また、財政構造につきましても、経常収支比率、実質公債費比率とも依然として高い水準にあるものの、いずれも改善の傾向にあ

り、これまでの改革の取組みの成果が着実に現れてきております。

しかし、超過課税等の臨時的な財源措置を除いた場合においては、安定的な財政運営に支障が生じるという状況となっております。こうした環境の下におきましても、国の経済対策に連動しつつ持続可能なまちづくりを目指して、本町を次の世代に引き継ぐことを念頭に、改革に取り組んでまいりました。

まず、歳入決算におきましては、国のふるさと納税の見直しにより、岬ゆめ・みらい寄附金等が減少し、同様に繰入金についても、岬ゆめ・みらい繰入金が減少いたしました。加えて、財政調整基金繰入金についても、平成30年度に水道事業会計の経営改善のための貸付けを実施したことで減少となったことから、全体として減少となりました。

諸収入については、広域サイクル・ツーリズム事業に係る旅客船運航回数の見直しにより、洲本市事業負担金、乗船料がともに減少したこと等で、全体として減少いたしました。

町税については、個人町民税と固定資産税がともに減少となったものの、法人町民税の法人税割が増加したこと等で、町税全体では増加となりました。

また、地方交付税についても、特別地方交付税が減少となったものの、普通地方交付税が増加となったことで、全体として増加となりました。

その結果、歳入全体では平成30年度から約17億1,400万円、率にして18.5%、いずれも減少いたしました。

次に、歳出決算につきましては、人件費は、退職金が減少となったものの、職員給の増加等により全体として増加となった一方、公債費と災害復旧費は、いずれも減少となりました。

前述の岬ゆめ・みらい寄附金の減少により積立金が減少し、また、岬ゆめ・みらい寄附金の返礼品に係る経費が減少したこと等で、補助費等が減少いたしました。また、物件費につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の減少に加え、広域サイクル・ツーリズム事業費の減少等により減少となりました。

貸付金については、平成30年度限りで水道事業会計の経営改善のための貸付けを実施したことで皆減となりました。

その結果、歳出全体では、平成30年度から約16億6,600万円、率にして18.2%、いずれも減少いたしました。

これにより、実質収支は平成30年度に比べ改善が図られました。

以上のように、厳しい環境の下での財政運営となりましたが、限られた財源を活用しつつ、町の価値を高めるためのまちづくりの施策を実施いたしました。

続いて、3ページをご覧ください。

財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つである経常収支比率につきまして説明いたします。経常収支比率は、歳出の経常経費充当一般財源を分子に、歳入の経常一般財源を分母として、除して求めるものでございます。

歳入の経常一般財源については、町税、地方交付税、地方特例交付金等が前年度から増加した一方で、歳出の経常経費充当一般財源につきましても、介護保険などの特別会計への繰出金や福祉サービスなどに伴う扶助費が、いずれも前年度から増加いたしました。

歳出の経常経費充当一般財源の増加幅以上に収入の経常一般財源が増加したことから、この結果、経常収支比率は、対前年度0.4ポイント減少の95.3%となり、改善されております。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における令和元年度末現在高は、町道整備事業などの増加により、前年度から9,605万2,000円増加し、80億719万8,000円となっております。これに、特別会計を加えた令和元年度末現在高は118億2,916万9,000円で、前年度から8,716万6,000円減少いたしております。

続きまして、基金につきましては、一般会計所管の令和元年度末現在高は13億9,038万9,000円となっており、前年度から1億1,709万2,000円減少いたしております。

主な内容といたしましては、財政調整基金が前年度から増加したものの、ふるさと納税に係る岬ゆめ・みらい基金が、寄附額の減少により減少いたしております。

また、特別会計所管の基金を加えた令和元年度末現在高は21億4,345万4,000円で、前年度から1億8,384万円減少いたしております。

次に、健全化判断比率等の状況ですが、令和元年度決算に基づく実質公債費比率（3か年平均）は11.3%、将来負担比率につきましては117.4%となっております。

一般会計等を対象とした実質赤字比率、全会計を対象とした連結実質赤字比率は、いずれも生じておりません。また、公営企業ごとに算定する資金不足比率につきましては、下水道事業、漁業集落排水事業とも生じておりません。

最後に、4ページをご覧ください。

平成26年4月より消費税率が5%から8%へ、その後、令和元年10月より8%から10%へと、それぞれ引き上げられました。これに伴い、地方消費税交付金の増収分につきましては、その用途を明確化し、社会福祉・保健衛生・社会保険などの社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分に係る令和元年度歳入決算額は1億1,627万

7,000円となっております。一方、社会保障施策経費全体の令和元年度歳出決算額は21億5,628万8,000円となっております。それぞれの充当事業、金額は、ご覧のとおりでございます。

このように、普通会計の決算におきましては、本年度も前年度に引き続き、黒字を確保することができました。一方で、これまで「景気は緩やかな回復傾向にある」と言われてきましたが、現在、新型コロナ感染拡大により状況が一変しております。外出自粛要請や休業要請などを受けて、企業活動や個人消費にも大きな影響を及ぼしており、いまだ回復の兆しが見えない状況でございます。このような状況を背景に、本町の財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にあることには変わりございません。こうした環境下におきましても、今後も自立できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、「第4次総合計画」の基本目標である「豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”」を目指す総合計画の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上が令和元年度の各会計の決算概要でございます。

説明は、以上でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 ただいま説明のありました決算の認定に係る9議案については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程第10、認定第1号「令和元年度岬町一般会計決算の認定について」から日程第18、認定第9号「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計の認定について」までの9件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本9件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 お諮りします。日程第19、報告第3号「令和元年度岬町健全化判断比率の報告について」から日程第21、報告第5号「令和元年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について」までの3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程第19、報告第3号「令和元年度岬町健全化判断比率の報告について」から日程第21、報告第5号「令和元年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について」までの3件を一括議題とすることに決定しました。

日程第19、報告第3号についての報告を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第19、報告第3号「令和元年度岬町健全化判断比率の報告について」をご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。

先ほどの中口副町長の説明と一部重複いたしますが、ご了承願います。

令和元年度決算における各指標の比率ですが、まず一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率につきましては、赤字が発生していないことから生じておりません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言いますが、これにつきましても、赤字が発生していないことから生じておりません。

続いて、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を言います。

令和元年度におきましては、実質公債費比率は11.3%となっており、前年度の12.4%から1.1ポイント減少いたしております。

最後に、将来負担比率は一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を言います。

令和元年度につきましては、117.4%となり、前年度の115.2%から2.2ポイント増加いたしております。

各指標の早期健全化基準につきましては、「括弧書き」により示させていただいております。

監査委員から付された審査意見書におきましては、「各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き健全な財政運営に努められたい」とされております。なお、各指標の積算の基礎数値は、決算書及び地方財政状況調査などを基にしております。

地方財政状況調査につきましては、現在、大阪府を通じて総務省へ提出され、国のほうで検収をしているところでございます。

したがいまして、国などからの修正等の指示に伴い、今回報告させていただいた各比率に変更が生じる場合がありますら、改めて報告をさせていただきますので、よろしくご願ひ申し上げます。

令和元年度岬町健全化判断比率の報告は、以上でございます。

○奥野 学議長 日程第20、報告第4号、日程第21、報告第5号についての報告を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第20、報告第4号、令和元年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして、令和元年度での資金不足は生じておりません。なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は20%となっております。

報告第4号は、以上でございます。

続きまして、日程第21、報告第5号、令和元年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

岬町漁業集落排水事業特別会計におきまして、令和元年度での資金不足は生じておりません。なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は20%となっております。

報告第5号は、以上でございます。

○奥野 学議長 これより本3件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって日程第19、報告第3号「令和元年度岬町健全化判断比率の報告について」から日程第21、報告第5号「令和元年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について」までの3件の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願ひします。

次の会議は9月25日の全員協議会終了後に開きますので、ご参集ください。

ご苦勞様でございました。

(午後 0時14分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年9月2日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 和 田 勝 弘